

令和6年度 第3回山北町農業委員会総会 会議録			
召 集 年 月 日	令和6年6月25日(火)		
召 集 場 所	山北町役場防災対策室		
開・閉会日時	開会	令和6年6月25日 午後3時30分	
	閉会	令和6年6月25日 午後5時10分	
<p>応(不応) 招委員 及び出席並びに欠席委員 出 席 10名 欠 席 1名 (凡 例) ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す </p>	番号	氏 名	出欠等の別
	1番	磯崎 加代子	○
	2番	瀬戸 雅弘	○
	3番	瀬戸 由紀子	○
	4番	細谷 晋之	○
	5番	室伏 正裕	○
	6番	田渕 康男	○
	推進委員 山北地区	磯崎 淳	○
	推進委員 向原地区	高杉 丈二	○
	推進委員 岸地区	石田 文也	○
	推進委員 共和地区	和田 一良	○
	推進委員 清水地区	池田和則	△
会議録署名委員	3番	瀬戸 由紀子	4番 細谷 晋之
出席した事務局	事務局長	事務局員	高橋、中村、瀬戸
会議に付した案件	別紙のとおり		
会議経過	別紙のとおり		

山北町農業委員会第3回総会会議録

令和6年6月25日

1 開会

2 議事録署名人

3 議案

議長： 本日は、農作業が忙しい中ご参加いただきありがとうございます。農業委員6名中6名が参加しているため、開催の要件を満たしています。

それでは農地法5条の規定による許可申請について事務局から説明願います

事務局： 農地法3条は農家Aさんから農家Bさんに農地として所有権または賃借権等の権利を移転または設定するものです。

1ページをご覧ください。議案5号農地法3条の規定による許可申請について説明します。申請地は [REDACTED] の [REDACTED] m²です。譲渡人は [REDACTED] 、譲受人は [REDACTED] です。

2ページから9ページが申請書です。それでは2ページをご覧ください。今回、所有権を移転し、対価は10aあたり[REDACTED]です。

5ページをご覧ください。今回、対象地でみかん、甘夏、キウイの栽培する予定とのことです。（2）大型器具又は家畜をご覧ください。現在、農機具は所持していませんが、本申請の許可が出ましたら導入すると聞いております。（3）農作業に従事する者をご覧ください。現在、[REDACTED] は [REDACTED] に住んでいますが、本申請の許可がでましたら隣接する [REDACTED] に引っ越すため徒歩0分となります。

6ページをご覧ください。譲受人の農作業従事日数は150日と要件をみたしています。また妻とともに農作業を行うと聞いております。

10、11ページが全部事項証明書です。

12、13ページが位置図、拡大図です。安戸交差点の周辺にあります。

14ページが公図兼写真方向図です。

26ページが写真方向図です。太く囲われているところが申請地です。引っ越し先が [REDACTED] 、併せて [REDACTED] の山林も購入します。

15ページから17ページが磯崎推進委員に現地確認していただいた時の写真です。現地は柑橘類が10本、キウイが2本、風よけ用のお茶の木及び栗が植えてあることを確認しました。③の写真をご覧ください。水道があるため水やりには困らないことと思われます。以上です。

議長： 現地を確認した磯崎推進委員から何がありますか。

磯崎推進委員： 今後、野菜を栽培するとなった場合お茶の木を伐根しないといけないと思いました。購入する住宅から畑につづく道が狭いので、耕運機を入れることは難しいと思います。地域の農業者等が適切なアドバイスをすることが必要です。野菜くらぶには、重機等がありますので協力できればと思います。

議長： 何か意見等はありますか。

磯崎委員： 水道は上水でしょうか。

事務局： 山水と聞いています。

- 室伏委員 : 大型の農機具がなくても管理上問題ないのか。
- 事務局 : 申請地は、通路が狭く大型の耕運機が入りません。また元々植えてある柑橘類やキウイの栽培をする際、必ずしも耕起が必要とはいえないため草刈り機と噴霧器があれば管理上は問題がないと考えています。
- 議長 : その他特に意見がなければ、承認の方は举手をお願いします。（全員）举手。よって議案第5号は承認されました。続きまして、議案第6号について事務局から説明願います。
- 事務局 : 農地法4条は、所有者自ら農地を転用する手続きです。具体的には、所有者Aさんが自分の農地を自己住宅として転用するケースです。権利の移転が伴わないものが農地法4条です。
- 18ページをご覧ください。議案第6号農地法4条第1項の規定による許可申請について説明します。申請地は、[REDACTED] の [REDACTED] m²です。
[REDACTED]、[REDACTED] が自宅の老朽化に伴い、隣接地に新たな住宅を建てる為申請します。
- 19ページが申請書です。3転用計画（3）をご覧ください。許可日から令和6年11月末が工事計画となっております。
- 20ページが全部事項証明書です。
- 21、22ページが位置図と拡大図です。地図上で[REDACTED] の北側に申請箇所がございます。申請箇所の北側に現在の自宅があります。
- 23ページが公図です。
- 24ページが土地利用計画図兼写真方向図です。左右にセットバック部分があります。これは、建築基準法で幅員が4m以上の道路に最低限2m以上設置してなければ建物を建築することは出来ないためです。災害時に逃げ遅れないようするためと緊急車両が乗り入れられるようにするためです。夫婦2台分及び来客用2台分の駐車場を設置し、残地は庭として使用します。雨水は宅地内浸透処理します。
- 25ページから27ページが磯崎推進委員に確認していただいた時の写真です。2m幅で30mほど砂利敷きされており、農地法許可前の事前着工ということで業者に対して指導し、現在は砂利敷きが退けてあります。以上です。
- 議長 : 現地を確認した磯崎推進委員から何かありますか。
- 磯崎推進委員 : 現在の住宅が古くなっているので、自己住宅を建て替えについては問題ないです。また、周囲に農地はないため影響はないことと思います。
- 議長 : 何か意見等はありますか。（特に意見なしの声）特に意見がなければ、承認の方は举手をお願いします。（全員）举手。よって議案第6号は承認されました。続きまして、議案第7号について事務局から説明願います。
- 事務局 : 農地法5条は、権利の移動や設定を伴う農地転用です。具体的には、所有者Aさんから所有者Bさんへ農地を売り住宅を建築するケースです。5条は4条と違い権利移転等が生じます。
- 28ページをご覧ください。議案第7号農地法5条申請第1項の規定による許可申請について説明します。申請地は、[REDACTED] の [REDACTED] m²です。[REDACTED] か

ら [REDACTED] に所有権を移転します。転用目的は自己住宅の建築です。現在は [REDACTED] に住んでおり、[REDACTED] になったためです。

29 ページが申請書です。3 転用計画（3）工事計画をご覧ください。許可後から令和7年3月末まで工事を行います。

30 ページが全部事項証明書です。

31、32 ページが位置図と拡大図です。[REDACTED] の周辺に申請箇所があります。

33 ページが公図です。34 ページが土地利用計画図兼写真方向図です。住宅と2台分の駐車場を設置します。そのほかについては庭として使用すると聞いています。平坦であるため盛り土は行いません。

35、36 ページが石田推進委員に確認していただいた時の写真です。①の後方にはキウイ、柿、柑橘が植わっており、住宅建築後もそのまま栽培すると聞いています。④には柿が植わっていますが、入り口のため伐採する予定とのことです。

申請地の南側にはキウイ畑がありますが、消毒について申請者は理解しているときています。

議長 : 現地を確認した石田推進委員から何かありますか。

石田推進委員 : 現地の南側には、キウイ畑があり、申請者はキウイの消毒があることを理解しています。現在植わっている果樹についても庭木として育てるということでした。

議長 : 何か意見等はありますか。（特に意見なしの声）特に意見がなければ、承認の方は举手をお願いします。（全員）举手。よって議案第7号は承認されました。続きまして、引き続き農業経営を行っている旨の証明について事務局から説明願います。

4 その他

事務局 : 37 ページをご覧ください。非農地証明について説明します。

非農地証明とは、土地登記簿の地目が農地であるにもかかわらず、現況が山林や宅地のように農地でないことを証明するものです。

地目を変更したい場合に使われるものです。

非農地証明はいくつか要件があり、転用後10年経っており、その間に違反転用として追及されおらず、今後も追及する見込みがないことや農振農用地でないことがあります。（農振農用地とは町が将来的に農業上の利用を確保すべき土地として指定した土地のこと）農地転用は原則禁止されている土地です。）

申請者は [REDACTED] です。対象地は [REDACTED] の [REDACTED] m²です。

38 ページが全部事項証明書です。

39、40 ページが位置図、拡大図です。地図上で [REDACTED] の北側に対象地があります。

41 ページが公図です。42 ページが写真方向図です。

43、44 ページが高杉推進委員に確認していただいた時の写真です。住宅敷地の一部として利用されていることを確認しました。住宅が建っている [REDACTED] は [REDACTED] に農地法5条許可を受けており、住宅を建てる際に一緒に農地転用してしまったとのことです。農地への復旧が困難であることを確認したため証明しました。以上です。

- 議長 : 現地を確認した高杉推進委員から何かありますか。
- 高杉推進委員 : 現地は家の一部となっており農地ではないことを確認しました。
- 議長 : 何か意見はありますか。(特に意見なしの声) その他、特になければ次回総会の日程を決定したいと思います。次回は7月25日13時30分からということです。
- 全員 : 異議なし。
- 議長 : では次回総会は、当日程ということでよろしくお願ひします。
- 5 閉会
- 議長 : これで山北町農業委員会総会を閉会します。(17:10)